オペレーショナル・リスク相当額調整額				
リスク・アセット等の額の合計額　(ニ)				
連結自己資本比率				
連結自己資本比率（(ハ)／(ニ)）	%		%	

（記載上の注意）

1．「連結自己資本比率」とは、労働金庫法施行規則第69条第１項第10号に規定する連結自己資本比率をいう。

2．「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。

3．遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)第２条第43号に規定する遡及適用をいう。)、連結財務諸表の組替え（同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。)又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。)により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

別紙様式第九号の二第２の２．の表記載上の注意１．中(20)を(21)とし、(19)の次に次のように加える。

(20)　未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用及び会計基準変更時差異の未処理額の金額

別紙様式第九号の二第２の２．の表記載上の注意中７．を８．とし、２．から６．までを３．から７．までとし、１．の次に次のように加える。

2．「退職給付に係る負債」には、退職給付債務に未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用及び会計基準変更時差異の未処理額を加減した額から、年金資産の額を控除した額を負債として計上する。ただし、年金資産の額が退職給付債務に未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用及び会計基準変更時差異の未処理額を加減した額を超える場合には、資産として「退職給付に係る資産」に計上する。

別紙様式第十号第１の15．を次のように改める。

15．単体自己資本比率

当期末現在

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額				
うち、出資金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、外部流出予定額（△）				
うち、上記以外に該当するものの額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額				
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額				
うち、適格引当金コア資本算入額				
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45％に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
コア資本に係る基礎項目の額　(イ)				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。)の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。)の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額				
労働金庫連合会の対象普通出資等の額				
特定項目に係る10％基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				